

令和8年2月13日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八幡平市長 佐々木孝弘

市町村名 (市町村コード)	八幡平市 (214)	
地域名 (地域内農業集落名)	寺田 (川原目、上関、荒木田、帷子、寺田、舘沢、新田、野口、土沢、若谷地)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月27日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ①担い手が不足している
- ②農地が分散しており、集約化が急務
- ③小区画や変形田が点在している
- ④湿田など条件の悪い農地が多く、規模拡大が困難
- ⑤獣害が増加傾向にある

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・畜産、水稻、野菜等耕種のバランスがほど良い地域であり、耕畜連携のもとにコスト低減を図るとともに循環型農業で安全・安心な農畜産物の生産を目指す。
- ・長芋、ほうれん草等の高収益作物の栽培に取り組み、安定経営に努めていく。
- ・農業生産(6次産業化等)に地域で取り組める方策を検討していきたい。
- ・遊休農地は、集落営農組織と認定農業者とが協力し合い保全とともに有効活用を検討していきたい。
- ・獣害対策として、地域で駆除を検討し、総個体数の適切な管理を目指したい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,356 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,356 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、耕作を継続できなくなった農地については保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の担い手への農地集積・集約を地域全体で進めていきたい。あわせて地域で耕作している地域外の経営体への働き掛けにより、農地の集積・集約を進めていきたい。また、地域の担い手の農作業に支障がない範囲で、農業を担う者により農地の利用を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイア、経営転換する人は、原則、農地中間管理機構を活用し、段階的に地域の担い手への集積・集約を図っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
補助事業を活用した基盤整備(暗渠整備、排水整備、畦畔除去等)を検討し、水田条件の改善を図っていきたい。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者の確保や後継者育成に向け、JAや普及センター、土地改良区などの関係機関との連携を図り、制度の共有や農地のあっせん、栽培技術指導等、きめ細やかな支援に努めて行きたい。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域の担い手による地域農業の維持を図っていくことを前提に、現状で担い手がカバーできない農作業等は、JA新しいわてや地域外の法人等への刈取り作業や乾燥調整等の委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

--